

七月三十一日三國宣言

ポツダムニ於ケル合衆國大統領聯合王國首相ハ公電ニヨリトル
マン大統領ニヨリ聯絡ヲ受ケタ支那國民政府主席同意ノ
モトニ

一我等合衆國大統領、支那共和國國民政府主席並ニ英國首相
ハ我等ノ國人數億ヲ代表シ協議シテ結果、日本ニ對シ戰ヲ
シ終結セシムル機會ヲ與ヘルニ意見一致シテ

ニ合衆國、英帝國並ニ支那ノ極大大陸海空軍ハ西洋カラ
各國ノ陸軍並ニ空軍ニヨリテ數倍強化サレテ今ヤ日本ニ最
終的打撃ヲ加ハル態勢ニアリ、コノ軍事力ハ日本ガ抗戰
ヲ停止スル迄日本ニ對スル戰ヒヲ遂行シヨウトスル總テノ聯合
各國ノ決意ニヨリテ支持サレ義務付ケラレテ居ル

三 歐之レタ世界ノ自由ナ各國民ノ力ニ對スルドイツノ勢ヲ
且ツ無意味ナ抵抗ノ結果ハ不氣味ナ明瞭サヲ以テ日本
民ニ對スル見セシメトシテ嚴存シテキル今ヤ日本ニ襲ヒカカラ
ントスルカハ抵抗スルナチニ加ヘシタ場合必然的ニ全ドイツ
國民ノ土地ト産業ト生活様式トヲ蕩廢ニ歸セシメタ所ニ
比シテ測ラレタ位更ニ一層大キイ、我等ノ決意ヲ背景トスル
我等ノ軍事力ノ全面的適用ハ日本武裝兵力ノ不可避且
ツ全面的破壊ヲ意味シ、且ツ同様に不可避的ニ日本本土ノ徹底
的蕩廢ヲ意味シヨウ

四 日本カ依然トシテ不明ナ算用ニヨツテ日本帝國ヲ全滅ノ門ロニ致シ
タ我儘ナ軍事的顧問ニヨツテ支配サレルカ、或ハマタ理性途ヲ

0543

ルカヲ決定スヘキ秋ハ到来ルヲ

以下ガ我等ノ條件デアリ、我等ハ此等ヨリ逸脱シナイ、他ニハ抜ケ道
ハナイ、我等ハ些ノ遲滞ヲモ容赦シナイ

六我等ハ平和ト安全ト正義ノ新秩序ハ無責任ナ軍國主義カ全世
界カラ逐逐セシメ限リ實現出来ヌコトヲ飽クマデ主張スルガ故

ニ日本國民ヲ欺キ且ツ謀テ世界制服ノ舉ニ乘リ出サセテ權威
ト勢力トハ永劫ニ抹殺サレネバナラナイ

七カクテ新秩序ハ確立サレ且ツ日本ノ戦争遂行力ガ破擻サレタノ

納得出来ル證據カ上ルマデ我等ハ茲ニ提示シタ基本者目標ノ變
更ヲ確保スルヲメ聯合國ノ指定スル日本領土ノ諸要點ヲ占領スル

ハカイロ宣言ノ條項ヲ實施シ、日本ノ主權ハ本州、北海道、九

支那、朝鮮、台湾、南洋羣島ノ領土ヲ占領スル

州、四圍其、他我等ハ決定スル諸小島ニ限定セル

九、日本ノ軍事力ハ完全ニ武装解除サレタ後自國ニ帰り平和的

且、生産的仕活ヲ遂ケル機會ヲ與ヘラレル

十、我等ハ日本人ガ民族トシテ奴隸化サレ乃至國土トシテ破壊サレルコト

ヲ意圖シナイガ我軍ノ俘虜ニ對シ残酷ヲ取扱ヒテ加ヘタモノソノ

他一切ノ戦争犯罪人ニ對シテハ嚴格ヲ處断シ加ヘネバナラナイ

日本政府ハ日本國民ノ間ニ民主主義的傾向ガ復活強化セル

コトニ對スル一切ノ障ハ碍ヲ除去セネハナラス、基督的ナル權

ノ尊重ハ勿論、言論、宗教、思想ノ自由モマタ確立サレネバナ

ラナイ

十一日本ハソノ經濟ヲ支持シ、且ツ正當ナ器物賠償ヲ可能ナラシメル
 が如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サレルガ、戦争ノタメノ再軍備ヲ
 可能ナラシメルが如キモノハ許セラル以上ノ目的ノタメニ原料資源
 ノ支配トバ區別シタ資源ヘノ接近ヲ許サレヨウ、日本ガ世界ノ貿易
 關係ニ究極ニ於テ参加ヲ許サレヨウ

十二以上ノ諸目的ガ實現シ、自由ニ表明セタ日本國民ノ意思ニ準
 據シテ平日的傾向ノ責任政府ガ確立シ次第聯合國ノ占領
 兵カハ日本カラ撤收スル

十三我等ハ日本政府ニ對シ今又ハソノ日本武裝兵力ノ無條件降伏
 ヲ宣言シ、カクテ行動ニヨツテ自ラノ信義ニツキ適情且ツ充分
 ナ保障ヲ提供スルコトヲ要望スル、然ラズンバ日本ハ速カニ且ツ

000 85

0546

全
的
の
破
壊
サ
レ
マ
シ
ウ。

0547